

開会集会

記念講演

専修大学法学部 教授、元日本学術会議会長

広渡 清吾



市民社会と学術・大学 — 大学とは何かを考える —

※当日配布のレジュメ36頁以降に掲載

はじめに — テーマについて

全 大教でお話をさせていただくことになりました。私は以前、国立大学に勤務しており全大教の組合員でありましたし、現在は私大教連傘下の専修大学教員組合の組合員です。今日のタイトル、「市民社会と学術・大学」は書記長の長山さんからいただいたのですが、このタイトルの下で何を話そうかと考え、サブタイトルを付け、「大学とは何かを考える」としました。

ご承知のように、安倍政権の下で「戦後レジーム脱却」型の改革が進行しています。「戦後レジームからの脱却」は安倍さん自身のキーワードですが、憲法の観点からすると、ほとんど反動的改革と言わざるを得ない。昨年12月、特定秘密保護法が成立させられました。行政機関の長が特定するとそれが秘密となり、それに近づいたり漏らしたりすると懲役10年。これが法治主義の下での法制度のあり方かということで、非常に大きな議論が起きました。集团的自衛権を9条の強引な解釈変更で認めるとい問題も同じです。

一言でいうと、安倍政権の政策と閣僚のパフォーマンスは憲法的なタガが外れている。今年（2014年）6月に大学のあり方に介入する学校教育法・国

立大学法人法の改正が成立しました。これも、タガが外れた一つの見本です。しかし、こういうときに情勢対応型の議論をしているだけでは全体の見通しがつきにくいので、back to the basic、基本に帰り、大学とは何かに立ち返って考えてみよう、これが今日の報告の趣旨です。

そこで、「学術」と「市民社会」という2つの視点からアプローチして、大学のあり方を「大学の社会的責任」というコンセプトに集約させて考えてみたい。後で申しますが、「大学の社会的責任」は改正法の施行について文科省が出した「通知」の中にも出てきます。「大学の社会的責任」をめぐる、原理原則から議論を戦わせる土俵ができたというわけです。

1. 学校教育法・国立大学法人法改正の経緯とその内容

今 回の法改正について最初に少し整理をしておきます。法改正を直接に準備したのは、2013年12月に公表された中教審大学分科会の「大学ガバナンス改革の推進について（審議のまとめ）」というものです。この内容を受けて法改正が行われました。この審議過程では、当初から大学改革推進のために学長のリーダーシップを強化する、改革を阻害する教授会を諮問機関化するという考えが自民党と財界サイドから強調されていました。国立大学・私立大学の学長など大学関係者も議論に参加していますから、多少の異論もあったはずですが、その線で審議はまとめられました。学長が社会に対して責任を負うのだから学長に権限が集中すべきは当たり前だ、教授会が責任を取れるのか。こういう話です。

学校教育法改正は、国公私立のすべての大学に関わり、その意味でより重要です。改正法は、新たに大学の特定の管理運営モデル、つまり学長と教授会の関係を法律によって決め、これを法定モデルとして大学に押しつけるものであり、明らかに大学の自主性に対する国家の介入です。

これまでのあり方は、学校教育法の旧93条が、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」とだけ規定していました。

法律はこれだけを定めていたわけですから、教授会の役割は各大学が自主的に決めるということだった。自主的に決める基準になっていたのが教育公務員特例法のモデルです。1949年制定のこの法律は、学問の自由と大学の自治を保障する目的で、公務員である国立大学の教員について、通常の行政機関と区別して、人事の自治権を大学に認めた。つまり、国立大学の学長は大学の評議会が選ぶ。また、学部長や教員の選考は「教授会の議に基づいて」学長が行うとしました。「議に基づいて」というのは、その議に拘束され、そのとおりにするという意味です。これは内部的自治のあり方に関わります。

多くの私学はだいたいこのモデルで運営しています。国立大学は法人化によって教職員が非公務員となりましたが、教授会に人事権を認める教特法モデルは継続して各国立大学の管理運営の基本になってきた。教特法それ自体は、現在、法人化をしていない公立大学にだけ適用されています。

学校教育法の改正（新93条）は、大学の以上のような状況を変えるべく、学長と教授会の関係につき、教授会を諮問機関化するという形で明定しました。学長にすべての決定権があるという前提の下に、第一に学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、いわば年度末的処理事項について、学長は必ず教授会の意見を聞くこととしました。これらの事項は、必要的諮問事項というわけです。第二に学長は、必要的諮問事項の他に、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聞くことが必要であると認める事項についても意見を聞くこととしました。これは、学長が任意に諮問する事項ということになります。第三に、教授会は学長や学部長がつかさどる「教育研究に関する事項」について審議し、学長等の求めに応じ、「意見を述べるができる」とされました。

以上を改正前と比較してまとめると、「重要な事項」が「教育研究に関する事項」に限定され、「審議する」が「決定する」ことを含まず、聞かれたことに答えるためか、意見を述べるためか、あるいは、ただ話し合う、ということと明確にされた、ということになります。

文科省は、教授会は従来から「審議機関」にすぎず、改正後も「教育研究に関する事項」はいつでも審議でき、場合によっては学長に意見を述べるこ

とができるのであるから、教授会の位置づけが大きく変わったわけではない、むしろ、学長の教授会に対する諮問事項を明定して、これまで教授会が軽んじられていた大学では教授会の権限を強化したことになる、という言い方をしていますが、これは改正問題の本質を隠すものだと思います。

また、学校教育法92条の副学長に関する規定が改正され、学長の命を受けて一定の校務を分掌することとされ、副学長の補佐機関としての役割がより明確にされました。

国立大学については、学校教育法の改正に加えて国立大学法人法の改正が行われました。今回の法改正は、学長のリーダーシップの強化が旗印で、学長が全責任を持って全権限を行使するのだ、社会的責任を学長が負うのだというわけですが、そうなると思えばそんなに重要な学長をどうやって選ぶのが当然に焦点になります。国立大学は法人法によって学長選考会議が設置され、ここに学長選考の全権限が与えられています。法改正は、学長選考会議の主体性の強化、選考過程の透明化を狙いとし、具体的には、学長選考会議が選考の基準を定め、遅滞なく公表すること、また、選考の結果その他につき遅滞なく公表すべきことを新たに規定しました。あとでも触れますが、国立大学は学内で教員等による学長選挙を行っているのが普通でしょうが、文科省は学長選考会議が選挙の結果に拘束されることは法人法の趣旨に反するとして、学内規定でもこのことを明確にするべきだと言っています。

さらに、経営協議会の外部委員を過半数にすること、教育研究評議会に担当副学長を入れること、これらが新たに規定されました。かつての国立大学で副学長は評議会の正式メンバーではありませんでした。評議会は部局自治を基本にした大学の自治という考え方を反映して、評議会のメンバーは学部・研究所の代表だけであり、学長が自分で選んだ副学長は評議会の正式メンバーではありませんでした。法人化後も教育研究評議会に副学長はメンバーとして入っていませんでした。以上の新措置は、学外の意見をより強く大学運営に反映すること、また、学長のリーダーシップを強化することが狙いです。

2. 法改正に対応する大学の規則の見直し

文科省は、9月2日に全国の大学を集めて説明会を行い、年内に各大学が法改正に対応して学内規則の見直しを進めることを要請しました。改正法の施行は2015年4月1日ですが、12月末に中間調査を行い、施行の時点で、改正法に見合った管理運営の状態にあるかを最終的にチェックとしています。

朝日新聞のアンケートによれば(9月5日付朝刊)、教授会見直しが必要だと感じている学長は32%にとどまっています。大学側にはおそらく大きな戸惑いがある。文科省は、8月29日に各大学長あてにだした「通知」で、これは説明会でも使われましたが、見直しの基準を示しています。私が聞いた話によれば、たとえば次のようなことがあります。

学長選考について、選挙をやるところでは、学長選考会議が「投票結果に基づき選考する」と規定していれば×です。「投票結果を参考にして」ならば○。「教授会の議に基づいて」とか「教授会の議に依り」と、教授会の決定権限を実質的に規定している場合には×。「教授会の議を経て」「教授会の議に付して」は、「基づいて」ではないので△。この場合は、実際の運営をみて、教授会の意向通り学長が決めるべきであるという場合は、×である。しかし、学長が教授会の意見を聞いているだけならば○。このような基準で各大学は既存の運営ルールを見直すことを求められます。

文科省がこのような見直しをどこまで厳しく求めるのか、まだわかりません。私立より国立はより厳しいでしょう。見直しをどこまで大学に法的に強制できるのかも問題です。いずれにしても各大学での見直しは避けられませんが、大学側の工夫が必要だと思います。工夫というのは、大学の自主的な管理運営のあり方、いかえれば大学の内部的自治を確保することが重要だということです。

3. 日本の大学の状況について

さて、「大学とは何か」を考える時、はじめに日本についての基礎データをいくつか確認しましょう。2014年度で、日本の4年制大学数は781、学生数285万、大学進学率51.2%、短大・高専・専門学校を含め、高等教育機関への進学率は80%を超え、いずれも史上最高です。ただし、少子化で人口が減っていますから、進学率は増えているが入学生の絶対数は減っています。そこで私立大学の運営は、今後困難な状況に陥る可能性があると言われて

ています。国際比較をすると、OECD平均が62%ですから、日本の進学率はまだまだ上がるでしょう。韓国71%やアメリカ74%は、日本より先を行っているし、オーストラリアは96%です。日本の大学収容率は9割、つまり大学進学を志望している人の9割はどこかの大学に入る状況です。大学全入という状況も来るかもしれない。私も大学の現場にいてつくづく思いますが、大学入試の選別機能がほとんど働いていません。大学は入学試験によって、ある水準の学生だけを受け入れているはずですが、その機能はあまり利かなくなっています。大学制度全体でみれば、志願者数が減っているのに入学者は確保しなければいけない。そうすると、日本の780を超える大学は、学生の水準で極めて多様化してくる。そういう現状を踏まえ、大学の教育内容を考えなければいけない。日本の大学改革の最重要の問題の1つは、ここにあると思います。

国際比較で見ると、日本の大学制度の最も大きな特徴は私的負担の大きさです。大学改革の掛け声は、長く続いています。この特徴は全然変わっていません。これを変えないで、いったい大学改革になるのか。大学に対する公的財政の拡大なしに、本当に大学は良くなるのか。私立大学が大学数の8割近く、学生数でも73.5%を占めています。大学経費はOECD平均で公的負担がGDPの1%、私的負担が0.5%ですが、日本は逆です。日本の国立大学の学長たちはずっと前から公的負担をGDP1%にしろと主張していますが、国立大学財政は運営費交付金の定常的削減で逆に厳しくなっている。ところ

で、国立大学の学生1人当たりの公財政による負担を見ると、これはOECDでトップクラスです。結局、私的負担の大きさのツケがどこに回っているかという点、私立大学の学生です。

以上のようにみれば、日本の大学全体を底上げするためには、公的財政支出を拡大し、私立大学のビジネス化を抑制し、かつ大学の地域格差を是正する。そして、大学の多様化を踏まえて、大学の役割・機能について共存的分業を進める必要がある。この最後の点は、文科省から指図されるのではなく、大学側が自主的に共存的分業の方策を図る必要があるとかねてから思っています。なかなか難しい。先ほど中嶋委員長のあいさつでも強調されましたが、国公立という形態の違いを超え、日本の大学制度をどのようにしたら良くなるのか考えなくてはならない。

4. 大学の定義 — 「学術の中心」

それでは「大学とは何か」に入ります。最初に、大学の定義として学校教育法の定義を挙げます(同法83条)。大学の定義はだいたい国際的に共通のものがあるので、日本の為政者が自分に都合のいいように大学を定義すると国際的な笑いものになりますから、それはできない。

「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」。

「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」。

これは、法律上の定義ですが、ここには、大学というものを一般的に考えるならば、どうしても必要になる2つの視点、つまり「学術」の視点と「市民社会」の視点が提示されています。

それでは「学術」とは何か。大学ではおそらくこんなことをゆっくり議論している余裕はないでしょう。日本の科学者の代表機関とされる日本学術会議は、学術の行政、社会、国民への浸透を図る役割を担っていますから、会

員たちがこうした議論を引き受けています。その学術会議が2010年4月に『日本の展望—学術からの提言』を発表しました。主報告は45ページ程度ですが、その主報告の基礎には総計で1300ページのすべての分野にわたる様々な報告があり、これらのエキスをまとめたものです。私はたまたま、この文書をつくるときの起草委員会の委員長でしたので、ここで紹介させていただきます。

同文書によれば、学術とは「あらゆる学問の分野における知識体系とそれを実際に応用するための研究活動」を総称するものであり、「諸科学の全体」、「それらの領域における幅広い知的創造の活動」を意味し、「学術」研究は「真理を追求するという人間の基本的な知的要求に根ざす」ことを本質とし、「研究者の自由闊達な発想を源泉として展開される」ことが必須であり、近代の大学制度を支える学問の自由の原理は、まさに学術の論理に照応するものである、とされています。これが「学術」の定義です。大学が「学術の中心」であるならば、国家は大学をつくるとき、あるいは大学に関する法律をつくるとき、こういう営みが達成できるように考えなくてははいけない。これが「学術」の視点です。

大学は「学術の中心」であり、真理を探究する学問の自由を原理とする空間です。そのために大学の自治が制度として確保されなければならない。大学の自治とは、対外的な自治、つまり国家に対する、あるいは企業も含めた社会の諸勢力に対する自治および内部の自治、その両方の側面を含みます。

5.1. 大学における学術の主体は誰か — 学術コミュニティとしての大学

その場合に「学術の主体」は誰か。大学は「学術の中心」なら、その学術は誰が営んでいるのか、誰が担っているのか。学長か。学長は学術などしていません。学長の役割は別のものです。大学における真理を探究する学術の主体とは、いうまでもなく、大学において教育研究に携わる教員一人ひとりであり、学問の自由はこれら一人ひとりに属する。一人ひとりの教

員の学問の自由は、大学の外に対しても、大学の中でも、守られなければならない。

学生の位置づけはなかなか難しいけれども、理念的にはとても重要です。私は学生も、教師の助けを借りながら真理を探究する学術の主体だと考えるべきだと思います。そうでなかったら、大学教育をほかのものと差異化できないでしょう。どんな初歩的なこと、どんな幼稚なことであっても、学生が自分自身にとって新たな知を探究し獲得する。それを教師が助けるという観点に立って大学教育が行われないと、私たちは学術の中心としての大学を語れないと思います。

このように考えれば、大学は真理を探究する学術主体のコミュニティ、教員と学生のコミュニティであり、職員は学術主体の活動を支え、コミュニティの運営を支えます。教員・学生・職員が大学の構成員として、大学のコミュニティのメンバーです。

大学コミュニティの構成員、教師・学生・職員は、真理探究のためにコラボレートする、交流し協力し相互批判をしつつ、大学の活動を実現していく。その組織的原理が大学の内部的自治です。このような理解に立つと、以下に見るように、今回の法改正の背後にある考え方がとてもいびつだとわかります。

5.2. 文科省のステークホルダー論

文科省が8月29日付けで各大学長等あてにだした「通知」(高等教育局長・研究振興局長連名の改正法令の施行のための通知)があります。これは9月2日に全大学を集めた文科省の説明会でも使われました。その通知の中には、法改正に際しての基本的考え方が述べられています。この通知に法的拘束力はありません。通知は、文部科学省が改正法を実施するに当たり、文科省の考えを説明しただけの文書です。しかし、その文書には、ことこまかに法改正に従って各大学で行うべきことの注文が述べられています。

「通知」が述べている基本的考え方は、「学術主体のコミュニティが自治を担う」という大学のコンセプトを否定しています。どうしてか。「通知」は次のように述べています。

「公的な存在である大学のステークホルダーは、学生、教職員、大学の設置者等の直接のステークホルダーのみならず、保護者、卒業生、広くは地域社会や団体・企業、さらには国民一般に及ぶものである。大学は、社会からの付託に応える教育研究を展開し、こうした様々なステークホルダーに対して、社会的責任(Social Responsibility)を果たしていくことが求められる」。

この文章で大学のステークホルダーとして示されていない者は、ただ一人学長です。つまり、この文章は、大学の社会的責任は、一人学長のみが負い、教員・学生・職員も大学の外の人々と同じようにステークホルダーだと位置づけています。学長が一人責任を負うのだから、学長にすべての権限が属するという論理が、「通知」の基本的考え方です。このように、「通知」は、大学を学術主体のコミュニティとする考え方と真っ向から違ったコンセプトを打ち出しているのです。

「通知」は、他方で「大学の自治」についての従来の考え方をいささかも変更するものではないとも述べています。「『大学の自治』とは、大学が、学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることに鑑みて、大学における『学問の自由』を保障するため、教育研究に関する大学の自主的な決定を保障するものと理解されている」。教育基本法にもこの趣旨が規定されているというわけです。しかし、すでにお分かりのように、「学術」の視点から大学を学術主体のコミュニティととらえる大学コミュニティ論と、文科省のステークホルダー論は、明らかに異なった大学のコンセプトに立っています。ステークホルダー論は、学長と教員・学生・職員の関係を責任主体とステークホルダーの関係として捉えています。このコンセプトの下では、対外的には学長が政府や社会的な諸勢力から独立して、大学の自治を守りますということが言えるかもしれません。しかし、大学の中は、学長が一人で決めるということです。さきほどから述べてきた、学問の自由を保障するための大学の自治を対外的自治と内部的自治の両面でもとらえる考え方からすれば、文科省の示す大学の自治は、半分だけの自治、「半自治」論です。ステークホルダー論は、今回の改正を準備した中教審大学分科会の「審議のまとめ」の基調にあるコーポレート・ガバナンス論に影響されたものであり、今回の法改正で登場した新たなコンセプトです。文科省の考え方が変わっていないのだとすれば、半自治論があらためてステークホルダー論によって強化されたということでしょう。

5.3. 大学の社会的責任をどう受け止めるか

(1) 誰が責任を負うのか ー大学コミュニティと構成員

ステークホルダー論の特徴は、「学術」の視点から大学をとらえずに、大学は経営体であるという視点から立論することです。大学の外からみると、そのほうがはるかに分かりやすいということではないかと思えます。「大学は学術主体のコミュニティ」といっても、それは古い考えであり、社会は大学コミュニティなど信頼していないといわれかねません。むしろ、そのような古い大学コミュニティを根本から変えることが全権限を掌握する学長に期待されているのです。法改正を推進した側からすれば、これが時代の流れです、というわけです。では、その時代の動きに大学はただ流されていていいのかが現在の問題です。流されないためにはどうしたらいいか。大学の側が「大学の社会的責任」とは何かを「学術」の視点から社会に対して積極的に提起し、その実現に責任をもつ大学のあり方を作っていくことだと思います。「大学の社会的責任」は、今回の法改正では、企業の社会的責任 (corporate social responsibility) のアナロジーから論拠づけられています。もともと、学術の中心として真理探究を学問の自由の保障の下に行う大学は、学術的活動について社会に対する責任を負っています。企業の社会的責任からのアナロジーで考えるのは、不適切であり、かつ、無用のことです。

「大学の社会的責任」は、誰が、何を、誰に対して負うものなのか。ステークホルダー論によれば学長だけが負います。学術コミュニティ論からすれば、大学における学術の主体一人ひとりが社会的責任の担い手です。そして同時に、学術の主体の一人ひとりが自分の責務を果たすことを大学全体として進めなければならない。大学全体として社会的責任を履行すること、これについて責任を負うのが学長です。それゆえ、「誰が」責任を負うかということは、二重の構造になります。繰り返せば、一人ひとりが社会に対して負う、この一人ひとりの責務の履行を大学全体として進めることが学長の責任です。責任が二重の構造であることが重要で、この点がステークホルダー論との岐れ道なのです。教員・学生・職員の一人ひとりが、大学が果たすべき役割について社会に対し責任を負うという自覚がないと、コミュニティ全体の責任は出てきません。学長はそのようなコミュニティを作り出す責

任を負います。

(2) 責任の中身は何か ー複合的な性格をもつ学術的活動

それでは、「責任」の中身は何か。大学の自治は学問の自由の制度的保障であり、学問の自由を守ることが大学の社会的責任の根幹です。学術の中心として学術活動を行う、学術の本質は、真理の探究ですから、そのための学問の自由と制度的保障としての大学の自治を守ること、つまり学術のあり方を守ることが大学の社会的責任です。学術会議の前述の学術の定義によると、学術には2つの不可分の側面がある。真理を探究する、学術のための学術 (science for science)、何かの目的のためではなく真理を探究することそれ自体を目的にする活動です。他方で、それに基づきながら同時に、社会的有用性を創り出すという知的活動があります。これは「社会のための学術」(science for society) であり、この2つの側面が、前者を基礎にしながら切り離せない形で統合したものが学術の活動といえます。

社会からみると、社会的有用性をもった知識や技術をどんどん開発することが大学の社会的責任だと考えられると思います。しかし、皆さんがお分かりのように、大学は、そのような意味ですぐに役に立つ学問だけをやっているわけではありません。例えば、アジアのある地域の古代の言語で世界に同業者が3人しかいないという研究は、何の役に立つのかと言われると「いやあ」といわざるをえません。ニュートリノの発見でノーベル賞をもらった小柴昌俊先生も、記者会見で、「何の役に立つのですか」と聞かれて「何の役にも立ちません」と答えられました。学術は、このような人類の知ることへの情熱によって導かれる活動であり、この活動を保障することが人類の知的発展を支えるという認識が学問の自由保障の根本的理念です。他方で、もちろん大学は、社会に役に立つ研究を多様に行っています。工学、医学、法学など多くの分野は、社会に有用な技術を提供する学問といえます。このように見ると、大学は学術の2つの側面を文字取り体現した複合的な性格をもつ学術の中心です。

私が尊敬している吉川弘之さん (学術会議元会長、東大元総長) は、とても面白い言い方をしました。「大学枇杷論」です。ピワの種を食べる人はいません。だ

から、種なしピワが欲しいなんて言うかもしれません。甘い果肉だけが欲しい。しかし、果肉だけだったらピワにならない。つまり、種があって次の果肉をつくる再生産ができるわけです。だから、吉川さんは社会に対し、「大学はピワです。すぐには皆さんの役に立たない種もあります。皮もあります。果肉もあります。いろいろなものを含めて大学です。そうしなければ大学が永続的に本当に社会の役に立つことができません」。

このような大学の学術活動の複合的な性格は、18世紀の末に書かれた哲学者カントの大学論にもすでに示されています。当時の大学は、神学部、法学部、医学部、哲学部の4学部でした。カントは、神学部や法学部や医学部を現代風にいえば役に立つ学問といいます。神、法、健康という目的に奉仕するからです。これに対して、哲学は役に立つ学問ではない。しかし、大学は、この4つを合わせて哲学部を基礎にした弁証法的統一体だといいます。哲学は、外の世界の役に立つものではなくして自律的な知の探究をする学問であり、これが大学の基本にあり、その上に役に立つ学問が行われるのだというわけです。カントは哲学部のことを下級学部、神学部・法学部・医学部を上級学部と言っていますが、下級とは程度が低いという意味ではありませんね。

大学の学術活動は、以上の意味で複合的です。もちろん、単科大学もあるし、人文社会系の学部しかない大学もありますが、学術の2つの側面ということいえば、大学の知的営みのあり方に共通に妥当するでしょう。

大学の学術活動の複合性は、別の視点からも基礎づけることができます。それは、大学と「時代精神」の関係に着目する視点です。「時代精神」とは、それぞれの時代を支配するトレンドです。今だと「経済成長」でしょう。「グローバル化」もあげられます。つまり、トレンドは社会の人々をとらえます。原発再稼働を許すか許さないかというときにも、「再稼働しないと日本の経済はだめになってしまう」という意見から賛成する人が多いでしょう。安倍内閣の支持率が下がらないのは、実際の効果と関係なく何となくアベノミクスが期待されている。これらは、経済の精神が社会を支配していることを示しています。

大学の複合性は、そういう時代精神を超えるところにも示されるものです。大学と時代精神との関係を整理すれば、時代精神に向かいあう知、時代精神に内在

的に対応し、それに役に立つ知を提供するという関係がある。しかし、逆に、時代精神と対立し、それを超えることを目指す知、あるいは、時代精神に無関係な知、これは時代精神に超越的に対応する関係と言うことができます。加えて、大学でいちばん大切なのは、時代精神に対しどのように対応するかということをいつも自覚的に考察すること、いいかえれば時代精神に対する自省的な関係です。このように、大学は、時代精神に対して、内在的、超越的、そして自省的に関係し、そこに大学の複合的性格が発揮されます。端的にいえば、大学は、このようなバランスにおいて、そのあり方を示すものだという事なのです。

時代精神にしたがった多くの大学改革論は、すぐに役に立つ大学を求めすぎなのです。卑近な例ですが、最近では年俸制の導入が推進されはじめました。しかし、年俸制を導入すると教育研究の質が上がるというエビデンスがあるのかと問いつめれば、やってみるしか分からないということでしょう。これは、「とにかく、改革なのだ」という時代精神の象徴としかいいようがありません。

(3) 誰に対する責任か 一様々なレベルの市民社会

最後に「誰に対する」責任かという問題です。

それは、「市民社会」に対してである、というのが答えです。では、市民社会とは何か。市民社会に対する言葉としては「国民社会 (national society)」があげられる。日本に関して言えば、日本国民によって構成される社会のことです。大学が向き合うのは「民主社会」ではないかという議論もできるでしょう。民主社会が「国民が主人公の社会」であると理解すると、これは国民社会と同じものになります。「社会」のとらえ方としては、資本家と労働者が階級的に対立する「階級社会」とか、あるいは社会を構成する一人ひとりが砂のようにバラバラな大衆であり、無責任なメンバーから構成されているという「大衆社会」など、いろいろに論じられます。

市民社会は、半分事実、半分理念のような性格を持つものである。それが市民社会という概念だと私は思っています。一般的に定義すれば、市民社会とは自由で平等で独立の個人として認め合うメンバーから成り立っている一つの社会的なまとまり、です。ここでは、国籍は関係がない。日本の人口はおおよそ1億2700万人ですが、常時200万人ぐらいの外国籍の人が日本に住んでいる。「日

本の市民社会」といえば、この多様な人々を含んだ社会です。

「市民社会」は、その社会が何をイシューとするかによって、多次元で成立すると考えることができます。日本という一つのまとまり、福島の人たちという地域のまとまり、それから、日本を超えて東アジアのまとまりがあるかもしれない。ヨーロッパ連合は、28の国家と1つのヨーロッパ市民社会を構成要素にと言われています。これがヨーロッパ連合のコンセプトですね。また、国際連合を中心にしているいろいろな議論が行われています。その議論のフォーラムは一つのグローバルな市民社会とすることができるかもしれない。

市民社会は半分事実であるけれども半分理念的なコンセプトだと言いました。なぜ半分理念的なのかと言うと、社会のメンバーが自由で平等で独立の個人であるといっても、自由でない、平等でない、独立でない個人が事実上そこにいる。とすれば、市民社会は事実ではない。しかし、市民社会では、すべての人々が自由で平等で独立であるべきだとみんなが思っている、これが市民社会だということです。

市民社会は、このように、電通大のある調布市でもいい。それから日本全体、アジアでもある、そして世界にまで広がります。市民社会に対する責任とは、このようなすべての次元を含みます。学術が生み出すものは、日本国民にだけ役に立つというようなものではありません。真理の探究とはそういうものではない。世界に向けて、人類のために、あるいは真理そのもののために行われるのです。大学の知の営みはもともと、そういう意味ではグローバル（地球的）で、すべてに開かれるという意味で普遍的で、公共的です。そして、その公共性は世界の公共性です。

法人化前の2003年3月に東京大学では、「東京大学憲章」というものをつくりました。その前文に東京大学は「世界の公共性に奉仕する大学」である、と書かれています。ひょっとしてこれを見た自民党の政治家が「大学は国民の血税でまかなわれている。国民の役に立つようなことをやれ」というかもしれません。しかし、うえで述べたように、大学は世界的な市民社会、人類社会に向けて学術の活動を行うのですから、この大学の役割を考えれば、ある国家が自分の国の大学に対し公的な資金を投入するのは、世界に対する貢献というべきなのです。

6.1. 社会的責任と内部的自治の相互関連

大学の社会的責任を果たすためには、真理の探究のために学問の自由を擁護しなければならない。大学の自治とは、学問の自由を大学の内外で守る制度的保障です。大学の社会的責任は、大学の自治の下に学問の自由を行使し、複合的・自省的な知を市民社会に提供し、市民社会と交流することです。学問の自由の主体は、すでに述べたように、大学コミュニティの一人ひとりの教師と学生です。この自由の主体は、自由を守る自治の主体でもあり、それゆえに、それと表裏一体のものとして、大学の社会的責任の責任主体となるのです。学長による大学ガバナンスは、このような自由と自治と責任の一体的な主体の活動が誠実に遂行されることを、その自覚を促して確保することだと思います。大学の社会的責任とは、大学コミュニティのメンバー一人ひとりが自らの責務を履行することなしには、果たせないものであり、そこに学長のリーダーシップが求められています。学長が「私が全部決めます」と言えば、こんな簡単なことはありませんが、「どうぞお好きなようにお決めください、あなたが全部責任をとるのでしょうか」ということになれば、自由と自治と責任の一体性が崩壊します。そこで、大学の内部的自治のあり方を少しリアルに考えてみましょう。

日本の法律は、これまでも教授会に決定権限があると規定していたわけではありません。教特法の適用がない中では、法律上の根拠に基づいて教授会で教員を選考していたわけではありません。学内の教員が選挙をして学長を決める、そういう権利があるとは、法律のどこにも書かれていません。教特法でも評議会が選考すると規定しているのであり、学内の教員に学長選挙権を認めていたわけではありません。各国立大学では大学の自治的ルールによって学内選挙を行い、評議会が選挙の結果に「基づいて」学長を選考していたのです。

大学の運営、内部的自治のあり方は、法律に基づくものというより、「大学とは何か」という大学の考え方によって決められてきたのです。大学の社会的責任を考えるときには、法律上の権限とそれに対応する責任というものを問題にするのではない。学術の中心として教育研究を行うことについて、どのようにすれば大学としての社会的責任をよりよく果たすことができるか、そのために大学の運営、内部

的自治のあり方がどうあるべきかを考えるという問題です。

教授会の役割についていえば、今回の法改正を産み出した大学ガバナンス論は、改革しようとする学長の邪魔をする教授会という構図で理解しています。実際そういうこともあるでしょう。多くの場合、それは学長のリーダーシップの説得力がないからです。ここで皮肉を言えば、文科省にとって、学長と教授会のどちらのリスクが小さいかといえば、学長のほうでしょう。教授会は多数でいろんな人がいますから、教授会を文科省がコントロールするなんて、出来るはずがありません。学長なら、文科省の集める学長会議、各種会議で洗脳し、予算で誘導すれば何とかかなりそうだ。これが今回の学長リーダーシップ論の実際的な動機とすれば悲しい話です。

うえで述べたように大学の社会的責任を位置付ければ、学長と教授会は決して対立するものではありません。大学改革を進めるについて実際に対立はいくらでもおこるでしょうが、教員一人ひとりが大学の社会的責任を果たす責務を自覚すべきことを前提にすれば、学長と教授会はコラボレートする関係であり、共通の目的に向けて対話と合意形成を追求することができます。今回の法改正で法律的に学長に全権限があるとされてしまいましたが、実際に学内ではこのような対話と合意形成の手続きを内部的自治として運用していくことが必要でしょう。大学の学術的活動は、すでにみたように、複合的です。この複合性をしっかり発揮することが大学の使命です。学長は、いずれかの分野の専門家であり、知見は限定されます。学長がその決定権限を大学の社会的責任を果たすべく適切に行行使するためには、積極的に全学の英知を結集する体制を作らなければならない。とすれば、専門分野を異にする各学部の教授会の意思は、全学的意思決定の基礎として重要です。また、多くの学部を抱えた大学だと、学部のことまで学長は面倒を見られません。そんなことは能力的に不可能です。学長が教授会に一定の授權をするという形で、学部にはそれぞれの自律的運営を保障するという学内の内部的自治システムをつくるのが当然、必要になるでしょう。

他方で、教授会について困った事例を聞くことがあります。ある学部を改組して新しい学部を学長が作りたいたと考えた。客観的に見るとそれはとても適切な方向だと多くの人々が思っているけれども、特定の学部の教授たちが断固反対だと

言っていて、にっちもさっちもいかないという。ここでは、大学としての社会的責任をどう果たすべきか、一人ひとりの教授会メンバーがそこに思いを致して考えなくてはいけない。学部絶対主義は大学の内部的自治とは縁もゆかりもない。学部の利益に反することでも大学全体の利益になることについてはちゃんと考えますという教授会でないと、責任を持った教授会とはいえない。自己規律のない自治は、大学の社会的責任を果たす所以ではない。教授会は決して要求主体ではなく、責任を負う主体です。

ときに誰が責任を負うのか、を論じたところで、責任の二重構造ということを行いました。教員一人ひとりの責任、そしてそれを履行させて大学全体としての社会的責任を果たすことについての学長の責任です。教員を教授会メンバーとしてみるときは、教員は、自分の教育研究によって社会的責任を果たす責務と同時に、大学が大学としてどのように大学の社会的責任を果たすべきかという全学的見地にならなければならない。大学の改革が持続的に前進する条件は、教員一人ひとりのこの二重の責務の遂行にかかっていると思います。学長のリーダーシップは、その条件の確保にこそ向けられるべきでしょう。とすれば、全学的見地にならなければならない教員の発言、教授会の意思を大学の運営に適切に位置づける内部的自治を形成することが学長のリーダーシップに求められます。

6.2. 学生が「学術の主体」であることについて

ここで大学における学生の位置付けについて、くりかえしになりますが重要なポイントなので述べておきます。学生は、大学コミュニティにおける学術の主体であると定義しました。学生は、教師の助けを借りながら学術の主体として真理を追究する。それはプリミティブなものであれ、学生自身にとって新たに獲得する真理であり、自分で求めて自分で発見するというプロセスが大学における学習です。知的なことを自律的に学ぶ。それが学生の役割です。教師もそのように学生に働きかけなくてはなりません。しかし、自分のことを考えてもこのような教育を行っているか忸怩たる思いがします。

このような学生像は、実は近代の大学の理念によって生み出された学生像です。1810年にドイツのベルリン大学が創設されました。ヨーロッパの大学でいちばん古いものは13世紀ですから、ベルリン大学はかなり遅れてできた大学です。当時ベルリンはドイツ・プロイセンの首都、プロイセンはナポレオンとの戦争に敗北し、国内の民主化と産業化、つまり近代化をどう進めるのかという課題に直面していました。このなかで、新たな理念で大学を創設することになります。ベルリン大学は、中世の伝統的大学と一線を画する近代の大学の端著と位置づけられました。近代の大学は、そういう意味で近代ナショナリズムを背景にしていました。

近代の大学の理念は、創設に貢献したウィルヘルム・フンボルトの名をとって「フンボルト的理念」とよべれます。かれは、カントの影響を受けた人ですが、基本コンセプトの1つが「研究と教育の統一」です。これは、私もそうでしたが、しばしば誤解されます。つまり、大学は、教師が自分の研究に基づいて教育するところ、だから研究と教育は統一されなければならないというように。フンボルトの理念は、そうではなく、「研究と教育の統一」とは、教育が研究であるということを行っています。中世の大学では、学生は、たくさん学んだ学者教師から、いわば秘伝奥伝的な知識を伝授してもらう。そのために授業料を払うわけで、これは知識伝授の対価です。フンボルトは、これに対して、知識を伝授するのが教育ではなく、学生に研究しながら学ぶこと、いかに真理に到達するかを教えること、これが大学の教育なのだと言った。つまり、「内容としての知」を伝達することから、「方法としての知」を共に学ぶこと、そういう方向に教育観の転換を図ったのです。そこで、ベルリン大学は、実験とか演習とか論文指導という新しい教育メソッドを開発し、導入しました。それまで大学の教育とは「講義」です。ドイツ語で講義を Vorlesung と言いますが、vorlesen という動詞は、「朗読する」という意味です。教師が自分の知識のストックを読んで伝え、学生はそれを筆記する。もっぱら講義だけという大学の転換を図ったのがフンボルトの「研究と教育の統一」のコンセプトでした。2世紀も前の議論などなにを今さら、と言われるかもしれませんが、「大学とは何か」という議論は、こうした大学における教育の理念、それに基づく学生の位置づけを考えることなしには、本質的なものにならないと思います。

6.3. 比較としてのドイツモデル

ドイツの話をしたので、日本との比較という趣旨で、ドイツの大学制度について参考までに紹介します。1976年にドイツは連邦法として「大学基本法」というものをつくりました。連邦制のドイツでは、大学制度はもともと各州の立法事項ですが、大学基本法は大学について連邦全体に共通の枠組みを規定したものです。同法の成立は、1960年代後半以降のいわゆる大学闘争を背景にしています。ドイツは日本よりもはるかにすさまじい世代間闘争が生じ、これは政治的階級的闘争として展開しました。ドイツ赤軍派のテロは、すさまじいものでした。端的に言えば、これらの闘争の結果として大学基本法はできたのです。この大学基本法はもちろん、学問の自由、大学の自治の保障から始めますが、学問の自由の条項の中に、研究の自由、教育の自由と並び、学生の学習の自由(スタディの自由)を規定しています。つまり、学生も学問の自由の担い手です。

内部的自治のあり方については、グループ・ユニバーシティというコンセプトを規定しました。大学は、教員、学生、助手、そして職員の4つのグループから成り立っている。この4つのグループは、グループ内でそれぞれ自治権を持つ。そして、どのグループに属していても大学構成員は大学の自治への参加についての権利と義務を持つと規定されます。これは、日本の表現で言うと、全構成員自治の考え方です。

具体的にどのように全構成員自治のシステムが展開しているか。ベルリンの例をネットで調べてみました。ドイツは16の州が連邦を構成していますが、ベルリンは一つの都市で一つの州として扱われます。ベルリンの大学法を見ると、全学的には大学評議会が置かれます。大学評議会は大学の基本的事項を審議・決定し、かつ、学長を選びます。その評議会の構成は、教授13名、学生4名、助手4名、職員4名であり、教授が13名で、教授以外は12名となり、教授層が過半数を握る構成です。各グループの代表は、グループごとの選挙で選ばれます。学部には学部協議会が置かれます。学部協議会は、学部の基本的事項を審議・決定し、かつ、学部長を選びます。教授7名、学生2名、助手2名、職員2名、教授以外は6名で教授層が過半数を握ります。各グループの代表は、グループごとの

選挙で選ばれます。このように、大学の審議決定機関で教授が過半数という構成になっているのは、1976年の大学基本法について違憲審査の申し立てが行われ、これに対して連邦憲法裁判所がグループ・ユニバーシティのコンセプトは合憲だけれども、教育研究にかかわる事項について決定する機関は教授が過半数であることが必要だという判断を下したことによっています。それはともかく、全構成員自治はこういう形で、ドイツの場合には実現しています。

ただし、ドイツの全構成員自治モデルも、大学財政の危機と大学間グローバル競争の全面化の中で、挑戦を受けています。「世界の大学ランキング」で大学を考えようという発想からドイツの人々も自由ではないからです。連邦政府レベルでは、大学基本法を廃止し、各州がそれぞれ大学の経営モデルを新たに追求するという方向に踏み出しています。基本法を廃止する法律が2007年に連邦議会に提出されましたが、その後審議は進まず、なお基本法が効力をもっているという現状です。ドイツで新たなモデルとして登場しているのは、「財団」型大学です。全構成員自治モデルは、大学が社団型の組織であること、つまり、人である構成員から成り立つものであることを前提としています。財団型モデルは、これを回避する趣旨があると思われます。教育研究については従来の評議会に権限を残しながら、財団（経営のため物的人的資産）としての大学を経営するために外部者を中心とした財団理事会を設置し、そこにこれまで州の文部省が大学に対してもっていた権限を移す、といった構想です。この構想は、日本の国立大学法人化のモチーフと同様に、社会からの寄付を自由に受けられるというメリットをもつとされ、また、全構成員自治が誰も責任をとらない体制であり、学長に責任と権限を一元化することが必要だという現状認識にも理由づけられているようです。財団型大学はまだ広がりを見せていないようですが、日本のトレンドと似たところがあります。

ドイツの事情をみても、「大学とは何か」を論じるときに、どの国のモデルがすぐれているかではなく、われわれ自身がそのこと自体を深く考えて、社会に対して発信しなければならないということがよく分かります。大学改革の掛け声のなかで、なにが真の改革なのか、変えるべきものが何か、大学の社会的責任のコンセプトによって考えること、そして同時に重要なことは、変えてはならないものがあることをはっきりさせることではないでしょうか。

おわりに

今回の学校教育法等の改正問題は、財界のイニシアチブによる企業の社会的責任のアナロジーで大学の社会的責任を全面に打ち出しました。文科省の通知の中でも大学の社会的責任が「基本的考え方」のトップに置かれたので、まさにこれが対決の場となっています。大学の社会的責任を、学術の視点、市民社会の視点に立ち、学問の自由、大学の自治を原理として構成すること、それを社会にアピールしていくことが必要です。

なにものにも制約されない学術の営み。これが大学の本質です。学問の自由が人類の知的発展に不可欠だからこそ、制度としての大学が置かれている。学問の自由、それを保障する大学の自治は、人類の知的発展への貢献のために社会から付託されているものであり、大学と大学の構成員の特権ではない。学問の自由を担っていることは特権ではなく、社会から負託された責務であり、その責務の遂行が大学の社会的責任であると考えべきです。この社会的責任を誰が担うのか。学長一人で担えないのは当然です。大学構成員一人ひとりがこれを自覚し、大学コミュニティ全体がこれを果たせるように力を尽くす。これをリーダーとして引っ張る責任が学長にあります。大学の社会的責任は、すべての次元の市民社会に対してのものだと考えます。大学において創出される知は、普遍的であり、世界的公共性に奉仕するものであり、また、市民社会との交流を通じて形成されるものです。

「大学とは何か」、それは大学コミュニティが、自分たちの責任が何であるのか、と自問し、自省し、それをふまえて社会に対して発信すべき責任のコンテンツであると思います。

以上で終わりにいたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

広渡清吾 (専修大学)

略歴

- ・1945年12月生まれ
- ・京都大学法学部助手、東京大学社会科学研究所助教授・教授(2009年3月に定年退職)を経て、現在、専修大学法学部教授(2009年4月から)
- ・この間、東大社会科学研究所長、東大副学長、日本学術会議会長など、学会については、日本法社会学会理事長、日本ドイツ学会理事長などを務める
- ・専門は「ドイツ法・比較法社会論」
- ・主な著作
 - 『法律からの自由と逃避—ワイマル共和制下の私法学』(1987年)
 - 『統一ドイツの法変動—統一の1つの決算』(1996年)
 - 『法曹の比較法社会学』(2003年)
 - 『市民社会と法』(2008年)
 - 『比較法社会論研究』(2009年)
 - 『知的再生産構造の基盤変動』(2009年)
 - 『学者にできることは何か—日本学術会議のとりくみを通して』(2012年)等

1

テーマについて

- ・安倍政権下における「戦後レジーム脱却」型の改革進行
- ・2014年6月学校教育法・国立大学法人法等の改正(2015年4月1日施行)
- ・大学とは何か、基本にたち帰ってみる
- ・「市民社会」という視点
- ・「学術」という視点
- ・2つの視点から「大学」とは何かを考え、「大学の社会的責任」として集約する

2

1. 学校教育法・国立大学法人法等 改正—「大学ガバナンス」改革

- ・中教審大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について」(2013年12月)→法改正
- ・学長のリーダーシップの強化=教授会諮問機関化→責任に対応する権限行使体制の確立
- ・その意味:「学長専決、教授会限定された事項の諮問機関化」=**特定の管理運営モデルを法定し強制**=これまでのあり方からすれば、国家の新たな大学介入

3

1. 学校教育法・国立大学法人法等 改正—「大学ガバナンス」改革

これまでのあり方

- ・教授会は必ず置き、重要な事項を審議する(学教法旧93条→具体的なあり方は大学に委ねられる)
- ・教育公務員特例法(1949年)→学問の自由に基づく大学自治保障の観点から学長は評議会が選考し、それに基づ学部長および教員の選考は「**教授会の議に基づいて**」学長が行うとされた。
- ・法人化によって教特法の適用はなくなったが、実際の運用ルールとして妥当してきた。

4

2. 法改正の内容と作用

旧93条「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」

改正93条

①大学に、教授会を置く。

②教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする(必要的諮問事項)

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの(任意的諮問事項)

③教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べる事ができる(事項を限定し審議権を残した)

5

2. 法改正の内容と作用

・学校教育法92条＝副学長に関する規定を「学長の職務を助ける」から「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」に変える→学長補佐機関の強化

・国立大学法人法改正

・学長選考の透明化＝選考基準の作成と遅滞なき公表、選考結果の遅滞なき公表→学長選考会議の主体性の強化(学長のリーダーシップの強調は、学長選考会議の比重を格段に増大する)

・経営協議会の外部委員を過半数にする

・教育研究評議会に担当副学長を評議員として入れる

6

2. 法改正の内容と作用

－今後の展開－

・各大学における規則類の見直し(12月中旬調査・中間状況把握、来年4月施行時に最終調査)

・見直しを必要と感じる学長は32%(朝日新聞9月5日付)

・どのように見直すのか

「学長選挙の結果に基づき」×

「学長選挙の結果を参考にして」○

「教授会の議に基づいて」・「教授会の議により」×

「教授会の議を経て」・「教授会の議に付して」△運営の実態を勘案する

7

3. 日本の大学の状況

－大学数と学生数－

2014年度文科省学校基本調査速報値

・大学数 781

国立86(11.0%)、公立92(うち法人化したもの72)、私立603

・学生数 285万4949(大学院生25万1012を含む)

国立61万2147(21.4%)、公立14万7981、私立209万4821

・短期大学 352(公立18、私立334)

・短期大学学生数 13万6518(公立7388、私立12万9130)

・大学進学率 51.2%(史上最高)

・短大・高専・専門学校を含めて高等教育機関への進学率80.0%(史上最高)

・私立大学578大学調査(日本私立大学振興・共済事業団調べ)定員割れ45.8%(前年度5.5%増)(朝日新聞2014-8-8)

・入学者の絶対数は減少している

8

3. 日本の大学の状況 —比較と変化—

- ・大学進学率の国際比較：日本51%、OECD平均62%、アメリカ74%、韓国71%、オーストラリア96%、ドイツ42%、イタリア49%、イギリス63% (文科省「教育指標の国際比較」2013年)
- ・少子化と進学率の増大→ 大学収容率(入学者数/志願者数)は9割を超える
- ・大学入学試験の選別機能が大きく低下
- ・大学の多様化の拡大
- ・先進国標準でいけば進学率はまだ上がる

9

3. 日本の大学の状況 —日本の大学制度の基本問題—

国際比較でみると

- ①高等教育に対する公財政支出が小さい
→高等教育費用負担の対GDP比
OECD諸国平均 公財政1.0%、私的負担0.5%
日本 公財政0.5% 私的負担1.0%
- ②国公立の設置形態のなかで私立の比重が極めて大きい
→私立大学数77.5% 私立大学学生数73.5%
- ③学生1人あたりの公財政支出は国立と私立の格差が大きく、国立だけをとればOECD諸国比較でトップクラス。国立と私立、大規模大と小規模大などの格差

10

3. 日本の大学の状況 —大学への公財政支出—

2014年度予算

→国立大学(1兆1796億)

・運営費交付金1兆1123億、改革推進事業186億、施設整備費487億

→私立大学(3317億)

・経費補助金3184億、教育研究活動整備事業46億、施設整備費87億

課題

- ・公財政支出の拡大によって私立大学のビジネス化を抑制し、地域格差を是正する
- ・国立と私立の共存的分業をどのように図るか
- ・設置形態を問わず、大学とは何かを考えることの重要性

11

4. 大学の定義

・日本の大学とは何か—その法律上の定義

「①大学は、**学術の中心**として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

②大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その**成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**」(学校教育法83条)

→「学術」の視点と「市民社会」の視点

12

5. 「学術」の中心としての大学

- ・学術とは何か、それは「諸科学の全体、科学・技術の全体、人間の知的営みの総体」
- ・人間の知的営みの本質は真理の探究
- ・真理の探究はそれ以外の目的をもたず、また、いかなる制約の下にも置かれるべきでない(「学術」については日本学術会議編『日本の展望—学術からの提言2010』参照)
- ・大学は「学術の中心」であり、**学問の自由を原理とする空間**であるから、**そのために大学の自治が確保されなければならない**。大学の自治は、**対外的な自治と内部的自治の2つの側面**がある

13

5. 「学術」の中心としての大学 —大学における「学術の主体」—

- ・真理を探究する学術の主体は、大学において教育・研究に携わる一人ひとりであり、学問の自由は一人ひとりに属する
- ・学生は、教師の助けを借りながら真理を探究する学術の主体である
- ・大学は、真理を探究する学術の主体のコミュニティであり、職員はそのコミュニティの運営を支える
- ・大学コミュニティの構成員、教師・学生・職員は、交流・協力・相互批判のなかで真理探究の仕事のために協働する
- ・その協働の原理が大学の内部自治である

14

5. 「学術」の中心としての大学 —大学ガバナンス論の問題性—

- ・大学ガバナンス論には「学術の主体のコミュニティが自治を担う」というコンセプトがない
- ・「大学のステークホルダーは、**学生やその保護者、教職員であるが、広くは地域社会や団体・企業、さらには国民一般に及ぶものである**。大学は、社会からの付託に応える教育研究を展開し、こうした**様々なステークホルダーに対して、社会的責任(Social Responsibility)を果たしていくことが求められる**。」(『大学ガバナンス改革の推進方策に関する検討会議(第2回配布資料)「今回の改正の基本的考え方」、8月29日文科省大学長等あて法・施行規則・省令改正についての「通知」)

15

6. 「学術」の中心としての大学 —大学ガバナンス論の問題性—

- 前掲資料は「大学の自治」にも言及する
- 『「大学の自治」とは、大学が、学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることに鑑みて、大学における『学問の自由』(憲法23条)を保障するため、**教育研究に関する大学の自主的な決定を保障するものと理解されている**。教育基本法においても、**大学の自主性・自律性を尊重することが規定されており、今回の法改正は『大学の自治』の考え方を変更するものではないこと**」(前掲資料)← しかし、今回の改正は、「半自治」論による大学の内部的自治への介入ではないか

16

6. 「学術」の中心としての大学 —大学ガバナンス論の問題性—

ステークホルダー論の特徴

- ・「学術」の視点から大学をとらず、大学＝経営体の視点から立論すること
- ・学生・教職員は大学における「主体」ではなく、ステークホルダー(利害関係者)と位置づけられる
- ・社会的責任を担うのは、「学長」であり、学長が「教育研究評議会や経営評議会、理事会・評議員会、監事などの機関」を有効活用してこの責任を果たす
- ・ステークホルダー論では、大学(学長と諸機関)の対外的自律性はありうるが、大学コミュニティの内部的自治は視野の外にある。学長リーダーシップ論は「半自治」に基礎づけられている

17

6. 大学の社会的責任 —市民社会と大学の自治—

- ・「大学の社会的責任」は、ステークホルダー論のように「学長」(と諸機関)のみが担うものではなく、「学術」の視点からみたように、大学における学術の主体一人ひとり、そして同時に学術主体のコミュニティ＝大学コミュニティが担うものである。だれに対して責任をおうか、それは「市民社会」と位置づけられる
- ・大学の自治は、学問の自由の制度的保障であり、学問の自由を守ることが大学の社会的責任の本質部分である。つまり、大学の自治は、大学が社会的責任を果たすための制度的保障である

18

6. 大学の社会的責任 —市民社会ということの意味—

- ・市民社会に対することば＝国民社会、階級社会、大衆社会等
- ・市民社会＝自由で平等で独立の個人、つまり市民から構成される社会、国籍を問わない
- ・市民社会は、さしあたり地域的なまとまりで存在する。地域社会、日本社会、アジア地域、ヨーロッパ連合、あるいは世界(グローバル市民社会)
- ・市民社会は半分理念的な概念＝このようなものとして私たちの社会を理解し、このようなものとして形成していこうとする社会
- ・大学の社会的責任はこのような市民社会を念頭におく

19

6. 大学の社会的責任 —学術の視点から—

- 学術には2つの不可分の側面がある(前掲『日本の展望—学術からの提言2010』)
- ・真理の探究としての「学術のための学術」
(science for science)
 - ・社会的有用性の創出としての「社会のための学術」
(science for society)
 - ・学術コミュニティとしての大学は複合的な構成をもつ＝大学の知の複合性・総合性
 - ・大学の枇杷型構造(吉川弘之)
 - ・カントの大学論にはその原理的考察がある

20

6. 大学の社会的責任 —学術の視点から—

カントの構想によれば(『諸学部之争』1798年)

- ・大学は神学部、法学部、医学部という上級学部と哲学部という下級学部の弁証法的統一である
- ・神、法、医の3学部は教会、国家と公衆衛生という外部の要請に基づく**他律的な知の営み**を行うが、哲学部は外部から独立した**自律的な知の営み**を行う
- ・2つの知は峻別されるが両者の弁証法的葛藤が大学の活力を産みだし、かつ、**自律的な知こそが大学の自律性の根本**である
- ・自律的な知の営みは理性の自由しか求めず、それゆえ他の3つの学部にとっても有用なものであり、全体を統御する原理である

21

6. 大学の社会的責任 —学術の視点からのまとめ—

- ・大学コミュニティーは
「**学術のための学術**」を**共同の原理**として追求し、**その上に立って「社会のための学術」**を追求する
- ・大学において生産され(研究)、継承され(教育)、発信され(社会貢献)、それらの循環によって発展させられる**知のあり方は、社会と国家のかかわりにおいて複合的・総合的な性格をもつ**

23

6. 大学の社会的責任 —学術の視点から—

複合性・総合性の内容

- ・歴史的な社会・国家はそれぞれの時代精神(利害関心)をもつ
- ・大学の自治によって保障される学問の自由は**時代精神に制約されない自由**
- ・時代精神との関係には3つの関わり方がある
- ①**順接続的な関係**:時代精神に役立つ知=**内在的対応**
- ②**非接続的、逆接続的な関係**:時代精神と対立し、またそれを超える知=**超越的対応**
- ③**大学と時代精神との関係**そして知のあり方をたえず反省する**自省的知**=**自省的対応**

22

6. 大学の社会的責任 —市民社会の視点からのまとめ—

- ・大学の社会的責任は、市民社会(地域から、日本、世界にまで広がる)に対して、普遍的、公共的なものとして、学術的成果、教育研究の成果を提供し、交流することである
- ・これは、大学の知が特定の誰かに奉仕するものではないという意味において**普遍性**を持ち、公共的であり、世界に開かれていることに基づく
- ・大学のグローバル化の真の意義は、大学が広く市民社会に向かい合っているかどうかであり、大学財政をナショナルなレベルで負担することはその国が世界的公共性に貢献することである

24

6. 大学の社会的責任 —責任主体のあり方—

- ・大学の社会的責任は、大学の自治の下に学問の自由を行使し、複合的・総合的な知(学生を社会に送り出すこともこれを含む)を市民社会に提供し、交流すること
- ・責任主体は、大学コミュニティーの一人ひとりの構成員および大学コミュニティーそれ自体
- ・構成員は、一人ひとりが大学の社会的責任を自覚し、かつ、大学コミュニティーとしての責任の履行にコミットしなければならない
- ・大学ガバナンスに必要なことは、大学の社会的責任の履行のために、構成員の自覚とコミットメントをひきだす大学マネージメント、内部的自治の構築を進めること

25

6. 大学の社会的責任 —責任主体のあり方—

- ・社会的責任と法的責任を区別して考える
- ・前掲文書が言うように大学の決定に法的責任を負うのは法的権限のある者＝学長であるとしても、
- ・大学の社会的責任は、学術の視点からして、大学コミュニティーの構成員がそれぞれの立場で役割を果たすことが必要である
- ・学長の法的権限＝法的責任を前提として、構成員がそれぞれの役割に応じて、大学の運営にコミットするために大学の内部的自治が構築されるべきである
- ・学長のリーダーシップとは、こうした内部的自治を構築して、大学構成員が社会的責任を自覚的に担う大学のあり方を追求することにある

26

6. 大学の社会的責任 —責任主体のあり方—

- ・学長と学部教授会は、大学の社会的責任を果たすために協働する関係にある(学長の法的権限を前提にすれば適切な授權の必要)
- ・学部教授会は、全学的なルールの下での学部の自律的な運営(研究・教育・人事・財政・組織)に責任をもつ。学部内自治も配慮
- ・全学の運営について、大学の知の複合性・総合性の視点から各教授会の意思を反映することが重要である
- ・学部の自律的運営と全学的見地に立つコミットメントを両立させることが必要。学部絶対主義は大学の社会的責任論に矛盾する
- ・自己規律のない自律的運営はない。教授会は要求主体ではなく、責任主体である
- ・教授会メンバーは、大学の社会的責任を担う主体として、自分と大学のあり方について、主張し、発言する倫理的責務がある。その責務は、決定権限に直接に結びつく場合と決定権者の意思形成に働きかける場合とがある

27

6. 大学の社会的責任 —責任主体のあり方—

- 学生が学術の主体として大学の社会的責任の担い手であることについて
- ・近代の大学の理念(1810年創設のベルリン大学にはじまる、W. フンボルトの理念)としての「**研究と教育の統一**」とは 教師の知識の伝達という中世的大学の教育から、**研究しながら学ぶこと**、つまり、**いかに知るか、を教えること**、「**内容としての知**」から「**方法としての知**」の教育への転換(実験、演習、論文指導等)を意味した(吉見俊哉『大学とは何か』岩波新書、2001年)
 - ・ドイツの大学基本法では憲法の保障する学問の自由の内容として、**研究の自由、教育の自由と並んで学生**の「**学修(Studium)の自由**」が規定されている

28

6. 大学の社会的責任 —責任主体のあり方—

大学運営に関わる構成員の位置づけ

ドイツの大学基本法(1976年制定)の例

- ・大学は諸構成員グループからなる。グループ=教員、学生、助手(学術的補助者)、職員。大学の自治への参加はすべてのグループのメンバーの権利及び義務であり、各グループのそれぞれの役割に応じて大学の自治への参加の範囲が決められる(全構成員自治)。
- ・具体的には、全学的には大学評議会、学部では学部協議会が設置される。たとえば、ベルリン市の大学法によれば、大学評議会は教授13名、学生4名、助手4名、職員4名、学部協議会は教授7名、学生2名、助手2名、職員2名である(連邦憲法裁判所の判決で教員が過半数であるべきことが命じられたので)

29

まとめ

- ・大学の社会的責任を基本コンセプトにして、学術の視点、市民社会の視点にたつて、大学の自治のあり方をあらためて考える必要がある
- ・なにものにも制約されない知的営み、学問の自由の擁護は、制度としての大学の存立の根拠である。それは、大学と大学の構成員の特権ではなく、付託された責務であり、その責務の遂行が大学の社会的責任である。この社会的責任は大学構成員・大学コミュニィーが負うものである
- ・大学の社会的責任は、市民社会に対して、つまり、地域社会、日本社会、グローバルな社会を念頭に置くものであり、とくに、地域、市民の知的営みと交流し、協力し、複合的、総合的な知の形成にさらなる多様性を求めることが重要である

30